

厚生労働省を経て内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から、「緊急事態宣言」の対象地域が追加されたこと等に伴う「事務連絡」他が届きました。

下記2点の「事務連絡」が届きました。詳細は、各文書等をご確認くださいますようお願い致します。

記

1 「事務連絡」令和3年8月17日(1ページ)

新型コロナウイルス感染症対策に関する新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等について

対象地域...「緊急事態宣言」追加地域...下線あり 期間 ~9月12日(日)

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県、沖縄県(13都府県)

「まん延防止等重点措置」追加地域...下線あり 期間 ~9月12日(日)

北海道、宮城県、福島県、富山県、石川県、山梨県、岐阜県、愛知県、

三重県、滋賀県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、熊本県、鹿児島県(16道県)

別紙1 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更(1ページ)

別紙2 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示
(1ページ)

別紙3 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
(令和2年3月28日(令和3年8月17日変更))(72ページ)

別紙4 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更(令和2年8月17日)(新旧対照表)
(24ページ)

2 「事務連絡」令和3年8月17日(34ページ)

基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

2021年8月25日